

石川県公報

令和6年11月8日

第13756号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示			○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	2
○指定納付受託者の指定 (デジタル推進監室)	1		○入札公告 (水道企業課)	5
公告			選挙管理委員会	
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	1		○石川県選挙管理委員会告示第93号の布告	8

告示

石川県告示第400号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、同項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定した。

令和6年11月8日

石川県知事 馳 浩

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社メルベイ
東京都港区六本木6丁目10番1号
- 指定をした日
令和6年9月24日
- 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
メルカリ寄付(スマートフォンアプリの「メルカリ」を利用した寄付)
- 指定納付受託者の指定期間
令和6年9月24日から令和7年3月31日まで

公告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年11月8日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) イエローハット野々市店
野々市市二日市二丁目126 他
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者

- 株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生
東京都千代田区岩本町一丁目7番4号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生
東京都千代田区岩本町一丁目7番4号
未定
未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年6月26日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,537平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 60台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 11台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 24平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 46.3立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社イエローハット 午前10時から午後8時まで
未定 午前10時から午後8時まで
未定 午前10時から午後8時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和6年10月25日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和6年11月8日から令和7年3月8日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和7年3月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年11月8日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パローショッピングセンター金沢大桑(Aゾーン)

金沢市大桑三丁目114番 外48筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 中道リース株式会社

代表取締役 関 寛

北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地

(変更後) 中道リース株式会社

代表取締役 関 崇博

北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか2者

(変更後) 株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか2者

3 変更の年月日

2(1) 令和4年3月17日(中道リース株式会社:代表者変更)

2(2) 令和2年3月31日(篤誠青果株式会社:名称及び代表者変更)

4 変更する理由

2(1) 代表者を変更したため。

2(2) 名称及び代表者を変更したため。

5 届出年月日

令和6年8月27日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和6年11月8日から令和7年3月8日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年3月8日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パローショッピングセンター金沢大桑(Bゾーン)

金沢市大桑三丁目176番 外15筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 中道リース株式会社
代表取締役 関 寛
北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地
(変更後) 中道リース株式会社
代表取締役 関 崇博
北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 中部薬品株式会社
代表取締役 山口 眞里
岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
ほか1者
(変更後) 中部薬品株式会社
代表取締役 高巢 基彦
岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
ほか1者

3 変更の年月日

- 2(1) 令和4年3月17日(中道リース株式会社:代表者変更)
2(2) 平成30年4月1日(中部薬品株式会社:代表者変更)
2(2) 令和2年8月7日(株式会社金澤文苑堂:出店)

4 変更する理由

- 2(1) 代表者を変更したため。
2(2) 代表者を変更したため。
2(2) 小売業者を変更したため。

5 届出年月日

令和6年8月27日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和6年11月8日から令和7年3月8日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年3月8日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ野々市

野々市市三納1丁目77 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 森本 義弘

金沢市城南1丁目10-4

ほか9者

(変更後) 森本 義弘

金沢市城南1丁目10-4

ほか9者

3 変更の年月日

令和6年4月1日

- 4 変更する理由
代表者の氏名変更のため
 - 5 届出年月日
令和6年10月23日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和6年11月8日から令和7年3月8日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和7年3月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イエローハット金沢田上店・クスリのアオキ田上店
金沢市田上の里一丁目112番 外16筆
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社イエローハット
代表取締役 堀江 康生
東京都千代田区岩本町一丁目7番4号
ほか1者
(変更後) 株式会社イエローハット
代表取締役 木村 昭夫
東京都千代田区岩本町一丁目7番4号
ほか1者
 - 3 変更の年月日
令和6年6月20日
 - 4 変更する理由
代表者の氏名変更及び所在地修正
 - 5 届出年月日
令和6年10月23日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市商工労働課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和6年11月8日から令和7年3月8日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和7年3月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年11月8日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
石川県水道用水供給事業 鶴来浄水場運転監視業務委託

(2) 委託業務場所

白山市白山町及び中島町地内

(3) 委託業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、次に掲げる業務習熟期間を設ける。

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務内容

仕様書等による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までの期間に、県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 石川県内に本店又は主たる事務所を有すること。

(5) 平成21年度以降に、国内において地方公共団体等（企業団及び事務組合を含む。）から浄水場又は下水処理場の運転監視業務を受託した実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有すること。

(6) 次に掲げる要件を全て満たす者を配置できること。

ア 管理技術者（1名）

(ア) 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。）又は上水道の用に供する国内の浄水場（河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力が一日当たり10,000立方メートル以上の浄水場に限る。以下同じ。）の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。

(イ) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）と、入札参加資格確認申請書提出時（以下「申請時」という。）において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

イ 業務従事者

(ア) 主業務従事者

a 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を

含む。)又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。

b 入札参加希望者と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

(イ) 副業務従事者

a 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有すること(水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。)又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に1年以上の実務経験を有すること。

b 入札参加希望者と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書(入札説明書様式第1号)に関係書類等を添えて提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所等

ア 提出期間

令和6年11月8日(金)から同月27日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 白山市白山町336番地

石川県手取川水道事務所庶務課

エ 提出方法 直接持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果通知

確認の結果通知は、令和6年11月29日(金)までに通知する。

(3) 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明

ア 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

イ 理由の説明請求は、令和6年12月5日(木)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は(1)ウの提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和6年12月25日(水)までに書面により行う。

4 入札説明書及び設計図書等の交付

(1) 入札説明書及び設計図書等の交付場所

石川県手取川水道事務所庶務課

(2) 交付期間

令和6年11月8日(金)から同月27日(水)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書に対する質問の提出期間及び方法

令和6年11月8日(金)から同月26日(火)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は任意)を持参又は郵送(書留郵便とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(4) 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

令和6年11月8日(金)から同月27日(水)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年12月6日(金)午前10時 石川県手取川水道事務所

(2) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札心得、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。

- (2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5(1)に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 8 入札の無効
入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わなかった者、入札に関する注意事項を厳守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 問合せ先
石川県手取川水道事務所庶務課
〒920-2115 白山市白山町336番地
電話番号 076-273-1305

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第93号の布告

石川県選挙管理委員会組織運営規程(昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号)第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年11月8日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第93号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において当選した者の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第101条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選挙区名	住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
石川県第1区	石川県金沢市平和町2丁目27番25号グロブナー タウン平和町・201号	小 森 卓 郎	自由民主党
石川県第2区	石川県小松市土居原町265番地1	佐々木 紀	自由民主党
石川県第3区	石川県鹿島郡中能登町井田む部20番地	近 藤 和 也	立憲民主党